

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月10日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3・4号廃棄物処理設備	固化系粉体ホッパ供給装置A蒸気出口配管において、配管継ぎ手部より凝縮水の漏えい(1滴/1秒程度、汚染無し)が認められたため、当該配管部を点検・修理。 なお、当該装置の運転を停止したところ、凝縮水の漏えいは停止。	GIII	